

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園職員服務規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の適用を受けない職員にあっては、教育長が別に定める様式による出勤簿に押印しなければならない。

第5条第3項中「養護職員」の右に「(以下「事務員等」という。)」を加える。

	「		「	
		添付書類		添付書類
		医師の診断書		医師の診断書，証 明書その他教育長 が定める書類（事 務員等にあって は，医師の診断書）
別表備考以外の部分中			を	に，
		」		」

「事務員，給食調理員，管理用務員及び養護職員」を「事務員等」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第4条関係)

1

年度(上半期)																															出 勤 簿						
学校名																															職名			氏名			
年	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																															出 勤 日 数	休 日 数	年次休暇 日数	年 初 休 日 数		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
月																																					
5																																					
月																																					
6																																					
月																																					
7																																					
月																																					
8																																					
月																																					
9																																					
月																																					
年次休暇	年分 繰越日数	年分 日数	合計日数	1月~3月 使用日数	4月~9月 使用日数	使用日数 計	9月末 残日数	休 暇 種 別	特 別 事 由																						集 計				1月 から 3月 まで		
																																					4月 から 9月 まで

年度(下半期)	出 勤 簿																															職名			氏名					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 勤 日 数	出 勤 日 数	出 勤 日 数	年 次 休 暇	年 次 休 暇	年 次 休 暇			
10																																								
11																																								
12																																								
1																																								
2																																								
3																																								
年次休暇	年分 繰越日数	年分 日数	合計日数	1月-3月 使用日数	4月-12月 使用日数	使用日数 計	12月末 残日数	休 暇 種 類 (等)	種 類 (等)	期 間	特 別 事 項																									集 計				

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)